

# 身体障害者実態調査結果表

——全国調査——

昭和26年12月25日現在

厚生省社会局

## 序

近代的社會福祉立法の一として、関係者の間に久しく待望されていた身体障害者福祉法が、昭和25年4月より施行されてから既に満二年を経過しましたが、この間身体障害者の援護の機関の設置、更生施設の整備及び援護措置等が活潑になされ、これに伴つて国民一般の身体障害者に対する理解も次第に深まり、身体障害者自身も漸次自から立ち上らうとする気運に至りましたことは洵に御同慶に堪えないところであります。

しかしながら身体障害者の援護の問題が社會福祉の重要な課題とされているにもかかわらず、その実態につきましては全国的のものとしてはわずかに当社会局において昭和23年末に調査した身体障害者の障害別人員数の推計があるのみで、身体障害者の更生援護対策を樹立する上に重要な障害の程度、障害者の職業又はその生活の実態等は遺憾ながら詳かにされていないのであります。当局としましては常に適切な施策の基礎は的確なる対象者の把握から出発しなければならないとの信念から絶えずこれが科学的な実態調査の実施を念願してきていたのでありますが、このたび旧傷痍軍人軍属等の援護対策を樹立するにあたり全国の傷痍軍人及び身体障害者の詳細な実態調査を実施することになつた次第であります。

この調査は何分にも援護施策を急速に実施する必要上短期間に結果をまとめ上げなければならないという事柄に迫られ、しかも調査時期としては年末年始の時に当り調査としては極めて不適當の時期に行つたのであります。以上の悪條件にもかかわらず調査が円滑に進み、ほどその目的を達成することができましたのは、ひとえに関係者各位のこの事業に対する深い認識と、積極的な協力の賜で、誠に感謝に堪えないところであります。

身体障害者に関する調査は医学、心理学等の専門的知識を伴うために種々の困難があり諸外国においても調査地域の広汎な統計資料は未だ整備されていない状況で、従つて今回のこの調査結果は、わが国における唯一の身体障害者の実態資料として今後の施策樹立に際し貴重な資料として重要な意義を有するものであります。

なおこの資料について、不備の点は後刻各方面の御協力を得て是正したい所存であります。

最後にこの調査の実施に當つて非常な御努力を煩はした都道府県及び市町村の関係者各位、並びにこの調査の技術的指導集計、及び製表について協力を願つた厚生大臣官房統計調査部の関係者に感謝の意を表する次第であります。

昭和27年3月

厚生省社会局長 安 田 巖

## 目 次

1. 身体障害者の実態調査要綱	3
参考 1 傷痍軍人等の症状の標準	4
参考 2 軍属の範囲	5
参考 3 身体障害者の標準	5
参考 4 恩給法別表	6
参考 5 身体障害者福祉法による等級表	9
参考 6 身体障害者実態調査票	10
2. 調査結果の説明	11
(1) 結果表の用語	11
(2) 結果表の作成についての一般事項	11
(3) 調査結果の概要について	11
3. 調査結果表	15
第1表 都道府県別, 障害種別, 原因別数	15
第2表 障害程度別, 障害種別数	25
第3表 年齢別, 障害種別数	29
第4表 扶養家族別, 障害種別数	33
第5表 原因別, 学生・徒(扶養家族)別, 障害種別数	37
第6表 障害種別, 職業別数	39

# 1 身体障害者の実体調査要綱

この調査は次の身体障害者実体調査要綱に基づいて、戦傷病者については厚生大臣官房統計調査部が、又一般身体障害者の分については社会局において集計した。

## 身体障害者実体調査要綱

### 1. 目的

この調査は身体障害者の実態を把握し、更生援護の適正を図り以てその更生を促進することを目的とする。

### 2. 対象

(1) 傷痍軍人等及び身体障害者福祉法の別表に掲げる障害のある者で世帯に在住すると施設に入所しているを問わない。

(2) この調査でいう傷痍軍人等及び身体に障害のある者とは

#### イ. 傷痍軍人等

公務により傷痍を受け又は疾病に罹り、為に身体に障害を残し又は欠損を有する(その標準は別表第1の通りとする)軍人、軍属、徴用者、学徒動員、女子挺身員をいふ、軍属の範囲は別表第2の通りとする。

#### ロ. 身体に障害のある者

身体上に障害を有し通常の社会的活動を為すためには何等かの援護又は指導を必要とする者(その標準は別表第3の通りとする)でその年齢を問わない。(18才未満の児童を含む)

### 3. 施設

厚生省設置法に基づく国立病院及び国立療養所、生活保護法の保護施設、身体障害者福祉法の身体障害者更生援護施設、児童福祉法の児童福祉施設をいう。

### 4. 機関

厚生省社会局長の責任の下に都道府県民部長の指導により、郡部に在住する調査対象については町村長が、市部に在住する調査対象については市長が、又施設に在住する者については市町村長がその管理者に依頼して調査する。

### 5. 調査期時

昭和26年12月25日現在午前零時

### 6. 調査事項

別紙身体障害者実体調査票の事項

### 7. 方法

#### (1) 町村長について

イ. 町村長は、管内の全世帯を戸別訪問して、その世帯に対象者(傷痍軍人等又は身体に障害のある者)が居るか否かを確認、居る場合にはその対象者一人毎に身体障害者実体調査票を用いて調査記入する。

ロ. 記入作成した身体障害者実体調査票は所謂傷痍軍人等と一般とに区分し、

a. 傷痍軍人等の分は、身体障害者実体調査票の左上欄外種別枠内に(傷)と朱記して昭和27年1月15日までに都道府県民生部長に送付する。

b. 一般の分は、身体障害者実体調査集計表により集計し昭和27年1月31日までに身体障害者実体調査票と共にその対象者の所在地を管轄する福祉事務所長に送付する。

#### (2) 施設の管理者について

イ. 施設の管理者は、その施設に入所している身体障害者一人ごとに身体障害者実体調査票を用いて調査記入する。

ロ. 記入作成した身体障害者実体調査票は所謂傷痍軍人等と一般とに区分し

a. 傷痍軍人等の分は、身体障害者実体調査票の左上欄外種別枠内に(傷)と朱記して昭和27年1月10日ま

で、市村長に送付する。

h. 一般の分は、身体障害者実態調査集計表により集計し、昭和27年1月31日までに身体障害者実態調査票と共に、市町村長（5大市の場合は市長）に送付する。

(3) 府県の設置した福祉事務所長について

イ. 町村長の行う本調査に全面的に協力援助する。

ロ. 町村長から提出された。一般の身体障害者の身体障害者実態調査集計表を取纏め昭和27年2月15日までに管内分を集計して都道府県民生部長に送付する。

(4) 市長(除5大市)

市長は自ら調査した身体障害者実態調査票に基いて傷痍軍人等と一般とに区分して

イ. 傷痍軍等の調査票は、昭和27年1月15日までに都道府県民生部長に送付する。

ロ. 一般の分については、昭和27年2月末日までに身体障害者実態調査集計表により集計して都道府県民生部長に送付する。

(5) 5大市については

イ. その設置する福祉事務所の長は、自ら調査した身体障害者実態調査票に基いて傷痍軍人等と一般とに区分して

a. 傷痍軍人等については身体障害者実態調査票を昭和27年1月15日までに市長に提出する。

b. 一般の分については、昭和27年1月末日までに身体障害者実態調査集計表により集計して市長に提出する。

ロ. 市長は、前項に依り福祉事務所長及び施設の管理者から送付された傷痍軍人等の身体障害者実態調査票及び一般の身体障害者実態調査集計表を取纏め

a. 傷痍軍人等についてはその身体障害者実態調査票を一括、昭和27年1月20日までに必着するよう厚生省社会局長に提出する。

b. 一般分については、身体障害者実態調査集計表に依り集計し昭和27年2月末日までに都道府県民生部長に送付する。

(6) 都道府県について

イ. 市町村長を指導して調査を行わせる。

ロ. 市町村長(除5大市長)から送付された傷痍軍人等の身体障害者実態調査票を取纏め昭和27年1月20日までに必着するよう厚生省社会局長に送付する。

ハ. 福祉事務所長(5大市については市長)は一般の身体障害者実態調査集計表を取纏め管内分を集計して昭和27年3月10日までに厚生省社会局長に提出する。

8. 経 費

本調査に要する経費は、全額を国庫が負担する。

参 考 1.

傷痍軍人等（公務に基因して左の症状以上の障害を有するものをいう）の症状の標準

1. 視 力 障 害

(1) 1 眼の視力が0.2に満たざるもの

2. 聴 力 障 害

(1) 1 耳の聴力が通常の話し声を1メートル以上で解し得ない者

3. 言 語 機 能 障 害

(1) 並食はとれるが堅いものの咀嚼が出来ないもの

4. 肢 体 不 自 由

(1) 一側小指の機能を廃したもの（欠損を含む）

(2) 一側の肩関節の自動運動が前上方に挙げることが135度以上できないもの

(3) 肘関節運動が健全なものに比べて約30度障害せられたもの

- (4) 一側の第3趾乃至第5趾の中2趾の機能を廃したもの（第1第2趾のみでも勿論含まれる）  
 (5) 股関節の運動がのぼした位置より屈曲より健常なものに比べて30度障害せられたもの（註・足関節は勿論）

## 5. 内 臓

- (1) ラ イ  
 (2) 軽症の結核（内臓及骨関節結核）  
 (3) カラアザール（脾臓がはれ再発の虞あるもの）  
 (4) マ ラ リ ア  
 (5) 坐骨神経痛  
 (6) 心 臓 病  
 (7) 腎 臓 病  
 (8) 脚 気  
 (9) 関節レウマチス  
 (10) そ の 他

## 参 考 2.

### 軍 属 の 範 囲

もとの陸軍又は海軍に属していた者のうち左に該当する者

- A 高等文官及び同待遇者  
 B 判任文官及び同待遇者  
 C 嘱託, 雇員, 傭人, 工員, 鉱員  
 D 非常勤又は無給であつたが前3号の1に準ずる身分を保有していた者

## 参 考 3.

### 身 体 障 害 者 の 標 準

#### 1. 視 力 障 害

- (1) 両眼の視力（矯正視力）が0.1以下のもの  
 (2) 一眼が失明し他眼が0.6以下のもの

#### 2. 聴 力 障 害

- (1) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離において普通の話声の了解出来ない程度以上のもの

#### 3. 言 語 機 能 障 害

- (1) 音声を全く發し得ざるか或いは發声し得る言語のみでは意思を疎通することの困難なもの

#### 4. 肢 体 不 自 由

##### (1) 上 肢

- イ 1 手のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指を含めて3指以上を失つたもの（おや指については指関節その他のものについては第1関節以上を失つたものをいう）  
 ロ 1 手のおや指又はひとさし指を含めて4指以上の機能を失つたもの

##### (2) 下 肢

- イ 1 足をリスフラン関節以上を失つたもの

##### (3) 体 幹

胸かく、骨盤に変形があつたり、せき柱に障害があつたり又は軟部組織のはんこん欠損等により運動機能に著しく障害があるもの

## 参 考 4.

## 恩 給 法 別 表

## (1) 恩給法施行令第二十四条

## 特 別 項 症

- 一、常ニ就床ヲ要シ且複雑ナル介護ヲ要スルモノ
- 二、重大ナル精神障碍ノ為常ニ監視又ハ複雑ナル介護ヲ要スルモノ
- 三、両眼ノ視力ガ明暗ヲ弁別シ得サルモノ
- 四、身体諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至條六項症ヲ加ヘクルモノ

## 第 一 項 症

- 一、複雑ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ
- 二、精神的又ハ身体的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ弁シ得ルニ過キサルモノ
- 三、咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ
- 四、両眼ノ視力カ視票〇・五米以上ニテハ弁別シ得サルモノ
- 五、肘関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六、膝関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ

## 第 二 項 症

- 一、精神的又ハ身体的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
- 二、咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 三、両眼ノ視力カ〇・一メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ
- 四、両耳全ク聾シタルモノ
- 五、大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、総頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸骨動脈瘤ヲ發シタルモノ
- 六、腕関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ
- 七、足関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ

## 第 三 項 症

- 一、肘関節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 二、膝関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

## 第 四 項 症

- 一、精神的又ハ身体的作業能力ヲ著シク妨クルモノ
- 二、咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ
- 三、両眼ノ視力カ視票〇・一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ
- 四、両耳ノ聴力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大声ヲ解シ得サルモノ
- 五、泌尿器ノ機能ヲ著シク妨クルモノ
- 六、両睾丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脱落症状ノ著シカラサルモノ
- 七、腕関節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 八、足関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

## 第 五 項 症

- 一、頭部、顔面等ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ
- 二、一眼ノ視力カ視票〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ
- 三、一側総指ヲ全ク失ヒタルモノ

## 第 六 項 症

- 一、精神的又ハ身体的作業能力ヲ高度ニ妨ケルモノ
- 二、頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨クルモノ
- 三、一眼ノ視力カ視票〇・一メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ
- 四、脾臟ヲ失ヒタルモノ

五. 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ

六. 一側総指ノ機能ヲ癱シタルモノ

#### 第七 項 症

一. 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ

二. 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ

三. 一側腎臟ヲ失ヒタルモノ

四. 一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ

五. 一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ

六. 一側足關節カ直角位ニ於テ強剛シタルモノ

七. 一側総趾ヲ全ク失ヒタルモノ

#### (2) . 恩給法施行令第24条ノ2

##### 第一款 症

一. 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ二・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ

二. 一耳全ク聾シタルモノ

三. 一側拇指ノ機能ヲ癱シタルモノ

四. 一側示指乃至小指ノ機能ヲ癱シタルモノ

五. 一側総趾ノ機能ヲ癱シタルモノ

##### 第二款 症

一. 精神的又ハ身体的作業能力ヲ軽度ニ妨クモノ

二. 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ三・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ

三. 一耳ノ聴力カ○・○五メートル以上ニテハ大声ヲ解シ得サルモノ

四. 一側睪丸ヲ全ク失ヒタルモノ

五. 一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ

六. 一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

##### 第三款 症

一. 一側示指ノ機能ヲ癱シタルモノ

二. 一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ

三. 一側第一趾ノ機能ヲ癱シタルモノ

四. 一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

##### 第四款 症

一. 一眼ノ視力カ○・一ニ滿クサルモノ

二. 一耳ノ聴力カ尋常ノ話声ヲ○・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ

三. 一側中指ノ機能ヲ癱シタルモノ

四. 一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ

五. 一側第二趾ノ機能ヲ癱シタルモノ

六. 一側第三趾乃至第五趾ノ中二指ヲ全ク失ヒタルモノ

#### 恩給法施行令第 31 条

##### 第一 目 症

一. 身体的作業能力ヲ軽度ニ妨クコトアルモノ

二. 一眼ノ視力カ○・二ニ滿クサルモノ

三. 一耳ノ聴力カ尋常ノ話声ヲ一メートル以上ニテハ解シ得サルモノ

四. 一側環指ノ機能ヲ癱シタルモノ

五. 一側小指ヲ全ク失ヒタルモノ

六. 一側第三趾乃至第五趾ノ中ニ趾ノ機能ヲ癱シタルモノ

## 第二 目 症

- 一、一側小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 二、一側第三趾乃至第五趾ノ中ニ趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

## 第三 目 症

- 一、一眼ノ視力カ〇・三ニ滿クルモノ
- 二、一耳ノ聴力カ尋常ノ話声ヲ三メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
- 三、一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

## 第四 目 症

- 一、一側第三趾乃至第五趾ノ中ノ中一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 二、前目ノ各症ニ次ノ症ヲ貽シタルモノ

参考 5 身体障害者福祉法による等級表

級別	視力障害	聴力障害	言語機能障害	肢切断又は肢体不自由			中枢神経機能障害
				上肢切断又は不自由	下肢切断又は不自由	体不自由	
身体障害者程度等級表	一級	両眼の視力が夫々明暗を弁別し得ないもの(以下失明という)		1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を腕関節以上で失つたもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を膝関節以上で失つたもの		常に就床を要し複雑な介護を要するもので回復の見込のないもの
	二級	一眼が失明し他眼の視力が〇.〇二以下のもの 両眼の視力が夫々〇.〇二以下のもの	両耳全ろう(補聴器を期待し得ざるもの)	1. 両上肢の機能を著しく障害されたもの 2. 十指を失つたもの	1. 両下肢の機能を著しく障害されたもの 2. 両下肢を足関節又はショパール関節以上で失つたもの	せき柱、胸かく、骨盤組織を高度の障害、変形等により起居移動の困難なるもの	1. 半身不遂で回復の見込のないもの
	三級	一眼が失明し他眼の視力が〇.〇六以下のもの	両耳の聴力損失が会話に於て八〇デシベル以上又は耳介に近接すれば大音量を理解し得ないもの	言語を失つたもの 1. 一上肢の機能を全廃したもの 2. 一上肢を腕関節以上で失つたもの 3. 両手のおや指及びひとさし指を失つたもの或いはその機能を全廃したもの	1. 両足をリスフラン関節以上で失つたもの 2. 一下肢の機能を全廃したもの 3. 一下肢を膝関節以上で失つたもの 4. 一下肢の三大関節の中膝関節を含めて二関節の機能を全廃したもの		
	四級	両眼の視力が夫々〇.〇六以下のもの		言語に著しく障害のあるもの 1. 一上肢の三大関節のうち二関節の機能を全廃したもの 2. 一上肢の機能を著しく障害されたもの 3. 一手のおや指及びひとさし指を失つたもの或いはその機能を全廃したもの 4. 一手のおや指若しくはひとさし指を含めて三指を失つたもの或はその機能を全廃したもの ⑤ 両手のおや指を失つたもの或はその機能を全廃したもの 6. 一手の五指の機能を著しく障害されたもの 7. 一手のおや指若しくはひとさし指を含めて四指の機能を著しく障害されたもの	1. 一下肢の股関節及足関節の機能を全廃したもの 2. 一下肢の機能を著しく障害されたもの 3. 一下肢の三大関節の中膝関節を含めて二関節の機能を著しく障害されたもの	せき柱、胸かく、骨盤組織を高度の障害変形等により職業能力の著しく損傷されたもの	
五級	一眼が失明し他眼の視力が〇.一以下のもの 両眼の視力が夫々〇.一以下のもの			1. 一下肢の股関節及足関節の機能を著しく障害されたもの ④ 一下肢の膝関節の機能を著しく障害されたもの			
六級	一眼が失明し他眼の視力が〇.六以下のもの	両耳の聴力損失が会話に於て六〇デシベル以上又は四〇センチメートル以上の距離で発生された会話語を解し得ないもの			1. 一下肢を足関節以上で失つたもの 2. 一足をリスフラン関節以上で失つたもの		
備考	(一) 本表中の同一部に二の重複する障害があるものは夫々上部下位の級に昇級する (二) 本表中の異なる部に二の重複する障害のあるものは現在の程度の級とする (三) 前記(一)(二)に於て三以上の重複する障害があり地方審査部会に於て特に必要と認める場合は地方審査部会の決するところによる (四) 法別表四の(12)の障害の程度が前各号に準ずると認められるものとは本表中の〇印の如きものをいう						

# 身体障害者実態調査票

種 別	都 道	市	区	
	府 県	郡	町 村	調査員氏名

I. 世帯番号	2. 氏名	3. 年齢	才	4. 性別	男 女	5. 学 歴
II 障 害 の 種 類	1. 視 覚 障 害	イ. 全 盲	ロ. 弱 視	ハ. そ の 他		
	2. 聴 覚 障 害	イ. 全 ろ う	ロ. 難 聴	ハ. そ の 他		
	3. 言語機能障害	イ. 不 能	ロ. 困 難			
	4. 肢体不自由	イ. 上 肢	ロ. 下 肢	ハ. そ の 他		
	5. 内 臓 障 害	6. 頭 部 障 害	7. 精 神 障 害	8. そ の 他		
III. 障 害 の 程 度	第 項 級 症	第 款 症	第 目 症			
IV 障 害 の 原 因	1. 軍 事 災 害	イ. 軍 人	ロ. 軍 属	ハ. 徴 用	ニ. 学 徒 動 員	ホ. 女 子 徒 身 隊
	2. 一 般	イ. 災 害	ロ. 疾 病	ハ. そ の 他		
V 扶 家 養 族	イ. 現 在	ロ. 障 害 時	ハ. 学 生 の 数			
	名	名	大 学 名	高 校 名	中 学 名	小 学 名
IV 医 補 療 養 及 び 具	1. 医 療		2. 補 装 具			
	イ. 一 般 医 療	ロ. 更 生 医 療	イ. 既 に 交 付 の 有 無		ロ. 新 に (再) 交 付 の 要 否	
	要 否	要 否	有 無	要 否		
VI 現 在 受 け て い る 公 的 扶 助	1. 生 活 保 護		2. 恩 給			
	イ. 生 活 扶 助	月 額 円	3. 勞 災 保 險		円	
	ロ. 医 療 扶 助	月 額 円	4. 厚 生 年 金 保 險		円	
	ハ. そ の 他	月 額 円	5. 共 済 組 合		円	
	計	円	6. そ の 他		円	
VII 職 業 状 況	1. 現 在 の 職 業		イ. 産 業 名	ロ. 職 業 名	ハ. 勤 続 期 間	ニ. 指 導 訓 練 又 は 補 導 の 有 無
	2. 障 害 直 前 の 職 業				年 月	有 (職 種) 無
	(1)		( )		年 月	有 (職 種) 無
	(2)		( )		年 月	有 (職 種) 無
	3. 障 害 後 の 職 業		( )		年 月	有 (職 種) 無
	(3)		( )		年 月	有 (職 種) 無
(4)		( )		年 月	有 (職 種) 無	
(5)		( )		年 月	有 (職 種) 無	

別 紙 3.

## 2, 調 査 結 果 の 説 明

## (1) 結果表の用語

結果表について各種の用語を用いているので、此処に一括してその定義を掲げる。

- イ、 身体障害者 単に「身体障害者」としたときは戦傷病者を含めている。  
「一般身体障害者」の場合は「戦傷病者」と区分している。
- ロ、 戦傷病者 戦争により、公務に基因して負傷し、又は疾病にかゝり、身体上に障害を有する者で、戦傷病者、徴用学徒、女子挺身隊員等を総称する。
- ハ、 一 般 身体障害者福祉法による障害者をいう。
- ニ、 表 の 1, 「戦傷病者」分の表を示す。
- ホ、 表 の 2, 「一般身体障害者」分の表を示す。
- ヘ、 表 の 3, 「戦傷病者」及び「一般身体障害者」の合計表である。

## (2) 結果表作成についての一般説明事項

結果表を作成するに際しては次の諸点に考慮が払われている。

- イ、 この結果表は、短期間に集計を了する都合上、重点的に必要度の高いものを抜粋集計した。
- ロ、 各表のうち戦傷病者（表の1）と一般身体障害者（表の2）の分で合計し得るものについては合計表（表の3）を作成した。
- ハ、 第1表より第6表までのうち「一般」は身体障害者福祉法別表による障害程度を有するものである。「戦傷病者」については第1表は恩給法別表第4目症まで、第2表より第6表までは集計の都合により同表第2目症までとした。
- ニ、 第6表「障害種別、職業別数」の職業分類は人口動態調査令に基づく職業分類に準拠した。

## (3) 調査結果の概要について

この調査は如何なる障害を有する身体障害者が、全国にどのような状態で何人いるか、その実態を把握するために実施せられたものであるから、この点を基調として、結果表より各表毎に簡単な説明を加えて見る。

## イ、 障害種別より見た全国の分布状況について（第1表）

- (a) 身体に障害のあるものゝ数は、わが国の全人口 83,199,637 人（昭和 25 年国勢調査）のうち、その約 0.9% を占める 747,285 人（戦傷病者は恩給法別表第 4 目症まで）が調査の結果として現われた
- (b) 身体障害者をその障害の種類に区分してみると次のとおりになる。

視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	その他	計
19%	10%	4%	57%	10%	100%

上記の表を戦傷病者及び一般身体障害者別に見ると次の比率を示す。

## 戦 傷 病 者

視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	その他	計
7.5%	2.6%	1.3%	57.3%	31.3%	100%

## 一 般 身 体 障 害 者

視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	計
23.6%	13.7%	5.8%	56.9%	100%

註「その他」は内臓に基づく障害、頭部障害、精神障害、その他、不詳の分である。

(c) この結果表より、戦傷病者について、それぞれの障害種類を一般身体障害者と比較すると次の如き比率を示している。

障 害 別 区 分	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	言 語 障 害	肢 体 不 自 由
戦 傷 病 者	13%	9%	10%	32%
一 般	87%	91%	90%	68%

この表より考えられることは、戦争によつて障害を蒙つたものは、視覚、聴覚、言語障害においては、概ね一般身体障害者の障害別の比率に近似しているが、このうち特に肢体不自由者が非常に高率を示しているが、これは戦争そのものの特異性がこのような結果として現われたものと見るべきであろう。

□. 障害種類別の障害程度について (第2表)

(a) 戦傷病者の障害程度は大別すると次のとおりである。

項 症	款 症	目 症	計
47%	34%	19%	100%

各項、款、目症の比率はそれぞれ次表のとおりとなる

項 症

特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第7項症	計
0.8%	1.2%	2%	12%	11%	19%	26%	28%	100%

款 症

第1款症	第2款症	第3款症	第4款症	計
21%	32%	20%	27%	100%

目 症

第1目症	第2目症	計
60%	40%	100%

上記の各表のうち項症にあつては障害度の高いものほど少なくなつてはいるが、これは戦傷による障害を明瞭に示していることになるが、款症は概ね平均し、目症は軽度のものが少なくなつてはいる。目症において軽度のものが少ないのはその障害の軽度の故をもつて恩給の裁定を受けないもの等が多いためとも考えられる。

(b) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金の対象者は、特別項症より、第6項症まででこの表によれば 76,986 人が一応該当者と考えられる訳であるが、しかし、現在増加恩給を受けているのは 4 万余名と推計されるが、この差は入院加療中等恩給未裁定のもの及び恩給法に規定する対象の一般の軍属学徒等が本調査には含まれているためであろう。

(c) 「一般」の障害程度別については、身体障害者福祉法別表によつてはいるがこの等級は他の一般を保障又は恩給の如く補償的性格を有するものではないので、障害程度に対する考え方も異なり、且指導の面から級が定められている。従つて恩給法別表の障害程度とは必ずしも平価していない。

ハ. 身体障害者の年齢別構成について (第3表)

a. 戦傷病者の年齢別構成は次のとおりである。

20才未満	20才—29才	30才—39才	40才—49才	50才—59才	60才—69才	70才—以上	年齢不詳	計
0.03%	13%	57%	21.1%	3.3%	2.2%	3%	0.37%	100%

この比率より考えられることは、20才未満のものが若干いるが、これは戦争中学徒動員によるものの一  
部であろうと思われる。

また30才より39才までが過半数を占めているが、この年齢層は戦争中主として20才台より30才  
前後までの年齢で、当時の軍隊の中核をなしていた年齢層であると考えられる。

(b)「一般」の年齢別構成については、昭和25年の国勢調査による全国人口の各年齢別と、これに對  
応する年齢の身体障害者とを比較して見ると次のような結果となる。

年 齢 別 区 分	0才—5才	6才—15才	16才—17才	18才—59才	60才以上
一般身体障害者	13,047	65,698	19,183	322,801	90,458
同 年 齡 の 人 口 数	12,841,000	18,369,000	3,423,000	42,118,000	6,449,000
比 率	0.1%	0.36%	0.56%	0.77%	0.14%

この表に現われた個々について検討すると、0才より5才までは非常に率が低い、実際にはより多く  
の数を示すと思われるが、障害児の発見がこの年齢層ではなかなか困難であることと、これらの親達が  
子供のことを外部に隠していること等が低率を示す理由と考えられる。

以下漸増の比率を示し、人口の過半数を占める18才より59才までが最高率を示している。

#### ニ. 身体障害の扶養家族について (第4表)

(a) 戦傷病者の扶養家族数は、延394,069人であり、戦傷病者1人につき1.74人となつて居り、総  
理府恩給局の扶養家族算出方式による一世帯2.7人よりはるかに下回つている。

(b) これに対して一般身体障害者については、結果表の集計上の都合により、5人以上を一括している  
ので一応これを5人と見て延家族数は614,500人で障害者1人につき1.2人となる、又、5人以上を  
平均7人と仮定して算出して見てもこの場合延722,656人となり障害者1人当たり約1.4人で、戦傷病  
者に比してかなり低率を示している。

#### ホ. 身体障害者の扶養家族のうち学校在学者の状況について

##### (第5表)

身体障害者の扶養家族の在学者と、日本全国の在学者(昭和26年4月30日現在文部省調)につき  
それぞれの学校別在学者の比率は下記のとおりである。

学 校 別 区 分	大 学	高 校	中 学	小 学	計
全 国 の 在 学 者 数	421,419	2,192,051	5,127,927	11,419,267	19,160,664
同上に対する学校別在学率	2.2%	11.4%	26.8%	59.6%	100%
身 体 障 害 者 の 扶 養 家 族 の 在 学 者 数	2,182	22,044	94,552	254,631	373,409
同上に対する学校別在学率	0.6%	5.9%	25.3%	68.2%	100%

註. 大学には旧制、短期の各大学、及び旧制専門学校、大学予科を含み、高校には旧制中学校等を含む。

この表から見られるように、身体障害者の扶養家族の進学状況は一般国民のそれに比して上級学校にな  
るほど極端に低い、これは身体障害者の生活の程度が一般的に如何に低いかを示唆しているものといえ  
よう。

#### ヘ. 身体障害者の就業状況について (第6表)

(a) 身体障害者の現職に就業の期間は下記のとおりである。

1 年 未 満	1 年 以 上 3 年 未 満	3 年 以 上	不 詳	計
4.1%	8.4%	82.1%	5.4%	100%

この表より戦傷病者及び一般身体障害者を通じて考えられることは3年以上現職にあるものが82.1%

を占めて居り、現在就業中の障害者は、一応安定しているものと推定される。

(b) 身体障害者の就業状況は次のとおりである。(大分類)

障 害 別	専 門 的 技 術 的 職 業	管 理 的 職 業	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 夫 、 伐 木 夫 、 猟 師	漁 夫 及 び 類 似 従 業 者	採 鉱 、 採 石 的 職 業	運 輸 的 職 業	特 殊 技 能 工 、 生 産 工 程 従 業 者 及 び 単 純 勞 働 者	サ ー ビ ス 職 業	分 類 不 能 の 職 業	不 詳	合 計
視 覚 障 害	33%	0.5%	2.9%	4.5%	35.9%	0.7%	0.5%	8.5%	1.5%	11.5%	0.5%	100%	
聴 覚 障 害	2.2%	0.3%	1.8%	3.3%	59.6%	0.8%	0.6%	18.9%	2%	10.1%	0.4%	100%	
言 語 機 能 障 害	2%	0.2%	1.9%	2.7%	58.8%	0.6%	0.6%	15.3%	2.1%	15.4%	0.4%	100%	
肢 体 不 自 由	3.4%	1.1%	9.4%	8.5%	41.4%	1.4%	1.3%	21.1%	2.5%	8.8%	1.1%	100%	
計	8.9%	0.8%	7%	6.9%	43.1%	1.2%	1.0%	18.2%	2.2%	9.8%	0.9%	100%	

この表より、身体障害者は「農夫伐木夫猟師漁夫及び類似従業者」、「特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者」及び「専門的技術的職業」が共通して就業者が多いことが考えられる。

これを障害別に見ると、

- (い) 視覚障害者は「専門的技術的職業」が最も多く、そのうち「あんま、はり、きゆう師」が殆んどであるが、この事実は今日も盲人にはこの職業が最良であることを物語るものである。同時に「農夫伐木夫猟師漁夫及び類似職業」が多いが、その他各業に亘つて就業しているのは注目に値する。
- (ろ) 聴覚障害者は特に「農夫伐木夫猟師漁夫及び類似職業」が非常に多く、全体の過半数を占めているが、これはこの障害の特異性から、比較的他の制約を受けない農漁夫従事者となつているものと考えられる。
- (は) 言語機能障害者も概ね聴覚障害と類似しているので、同様に「農夫、伐木夫、猟師、漁夫及び類似職業」が多く、他は各人の性格的特技等に応じてそれぞれ各業についているものと考えられる。
- (に) 肢体不自由者は他の障害と異なり、仮に下肢不自由者であつても上肢は全然不自由がないので手先の仕事には差支いなく相当広範囲に亘つて就業している。従つてこの表に見られるように「農夫伐木夫、猟師、漁夫及び類似従業者」について、「特殊技能工生産工程従業者及び単純労働者」が非常に多く、又、「事務従事者」及び「販売従業者」等、健全人に近い就業の状況を示している。

# 第 1 表

都道府県別、障害種別、原因別数<sup>※</sup>

第 1 表 の 1 都 道 府 県 別、障 害

府 県 別	障 害 別	原因別									
		職 傷 病 者									
		視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 臓	頭 部	精 神	そ の 他	不 詳	計
北海道	道 森 手 城 田	457	199	67	3,725	3,661	115	50	253	-	8,557
		197	79	27	1,741	1,037	53	22	89	5	3,250
		191	87	28	1,770	1,676	53	23	149	-	3,977
		311	94	54	2,502	1,109	80	23	186	-	4,359
		228	57	28	1,614	1,016	58	37	120	10	3,163
山梨県	形 島 城 木 馬	229	79	27	1,770	784	38	23	179	-	3,129
		459	209	102	4,024	1,270	95	70	249	8	7,086
		443	152	76	3,513	2,088	99	72	160	1	6,604
		308	92	49	2,431	1,457	52	31	120	-	4,540
		415	188	71	2,992	1,981	55	66	108	-	5,876
埼玉県	玉 葉 京 川 鴻	391	89	53	2,398	1,258	48	57	139	-	4,438
		358	101	67	2,419	1,256	53	115	142	-	4,516
		830	189	93	4,813	1,494	60	539	298	17	8,303
		289	64	29	2,351	884	38	43	154	-	3,852
		543	149	98	4,357	1,788	153	66	223	-	7,377
富山県	山 川 井 梨 野	254	120	55	2,389	1,271	78	45	87	-	4,299
		229	122	65	2,300	1,022	77	33	218	16	4,122
		224	93	56	2,373	679	104	38	114	-	3,681
		156	38	116	1,098	528	34	16	69	-	2,055
		398	121	56	2,781	1,967	84	59	100	-	5,566
岐阜県	卓 岡 知 重 賀	417	153	71	3,711	1,432	122	67	171	-	6,144
		499	142	110	3,745	1,131	99	60	182	6	5,974
		544	185	117	3,980	1,168	102	56	225	-	6,377
		341	143	55	2,685	971	92	40	225	-	4,552
		229	106	56	2,262	855	71	28	159	-	3,766
東京都	都 阪 康 良 山	407	133	65	3,142	1,186	81	38	245	2	5,299
		545	140	79	3,791	1,125	57	80	77	-	5,924
		510	176	83	4,123	1,627	99	47	225	-	6,890
		184	49	33	1,462	488	50	20	106	12	2,404
		281	112	50	1,823	706	33	39	89	-	3,133
千葉県	取 根 山 島 口	189	70	27	1,453	597	35	15	53	2	2,441
		305	87	67	2,619	1,153	85	33	103	-	4,452
		438	128	60	2,881	1,294	96	41	163	-	5,101
		516	235	66	2,893	1,403	115	72	293	-	6,713
		378	176	69	3,121	1,039	96	61	153	1	5,092
徳島県	島 川 媛 知 岡	219	88	33	1,975	675	83	32	116	-	3,226
		282	114	71	2,139	830	80	57	103	9	3,825
		458	208	86	3,220	1,566	81	75	98	-	5,792
		314	150	56	2,708	1,149	136	61	147	9	4,730
		551	199	66	4,047	1,352	96	60	210	11	6,592
佐賀県	賀 崎 本 分 崎	247	98	40	2,112	873	74	71	58	-	3,573
		366	102	60	2,747	1,025	81	51	221	12	4,665
		517	142	76	4,080	1,590	108	67	99	-	6,679
		383	171	62	3,030	1,416	101	61	127	-	5,351
		325	133	66	2,595	954	66	40	70	1	4,310
鹿児島県	鹿 児 島	538	198	78	3,942	1,448	111	76	124	10	6,525
計		16,983	5,930	2,944	130,747	57,917	3,712	2,776	6,959	132	228,140

## 種 類 別、原 因 別 数

後 用 学 徒 女 子 挺 身 隊									
視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 臓	頭 部	精 神	そ の 他	不 詳	計
18	11	2	131	34	6	3	4	-	209
1	5	-	57	21	-	2	3	-	89
7	1	-	54	42	1	1	-	-	106
13	6	-	68	33	1	2	5	-	128
12	-	-	37	21	1	-	-	-	71
13	-	-	76	26	-	1	4	-	120
24	8	-	111	68	1	1	4	-	217
20	5	4	143	37	6	9	2	-	226
8	3	-	74	47	3	1	2	-	138
26	7	4	138	84	-	6	1	-	266
6	2	-	76	36	1	3	2	-	126
12	2	2	77	49	2	4	6	-	154
48	12	12	251	250	1	-	2	-	576
1	4	-	82	18	3	1	1	-	110
13	4	1	102	47	3	9	4	-	183
5	-	2	55	34	-	4	-	-	100
4	2	-	32	15	1	-	2	-	56
10	3	-	71	10	-	2	2	1	99
6	-	-	26	11	1	1	1	-	46
8	9	2	105	56	4	3	1	-	188
20	9	-	72	41	1	1	6	-	150
13	4	1	124	18	-	8	1	-	169
23	12	1	213	32	9	9	2	-	301
18	6	1	77	32	3	2	5	-	144
12	3	5	84	22	3	-	7	-	126
7	4	1	91	40	1	-	3	-	147
35	10	-	183	30	-	-	2	-	260
33	6	1	175	87	-	7	8	-	317
8	1	-	36	6	-	1	-	-	52
11	7	-	103	29	2	4	4	-	160
5	1	4	43	3	-	-	-	-	56
6	5	-	66	28	-	1	1	-	107
16	2	-	110	49	1	1	7	-	186
25	6	1	161	32	5	2	19	-	251
15	1	-	160	31	2	11	4	-	224
10	1	-	59	33	1	2	1	-	107
16	5	-	74	21	1	1	4	-	122
37	17	2	172	66	1	13	6	-	314
20	6	-	76	36	5	5	1	-	149
17	5	-	143	44	1	10	-	-	220
15	4	-	64	18	1	4	-	-	106
20	9	1	123	36	7	6	17	1	220
7	1	-	83	67	3	4	1	-	166
23	10	-	106	28	2	2	3	-	174
11	5	1	65	13	2	8	6	-	111
31	7	1	143	50	5	5	7	-	249
709	231	49	4,572	1,831	91	160	161	2	7,806

第 1 表 の 1 都 道 府 県 別、障 害

府 県 別	原 因 別 障 害 別	不 詳								計	
		視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 臓	頭 部	精 神	そ の 他		
海	道森手城田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北青岩宮秋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山福茨桐群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈	形島城木馬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	玉葉京川湯	1	-	-	6	3	-	-	-	-	10
	埼千東神新	4	9	-	12	2	-	-	-	-	27
山	山川井梨野	-	-	-	4	1	-	-	-	-	5
	富石福山長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山川井梨野	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
岐	早岡知重賀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	岐静愛三滋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	都阪庫良山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島	取根山島口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鳥島岡広山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鳥島岡広山	6	4	1	37	18	-	-	1	-	67
徳	島川媛知岡	2	-	-	15	5	-	-	-	-	22
	徳香愛高福	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	賀崎本分崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿	佐長熊大宮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	賀崎本分崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鹿 児 島	-	1	1	11	3	1	-	2	-	19
計	13	14	2	87	32	1	-	3	-	152	

## 種 類 別、原 因 別 数

合					計				
視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 臓	頭 部	精 神	そ の 他	不 詳	計
505	210	69	3,856	3,695	121	53	257	-	8,766
193	84	27	1,798	1,058	53	24	92	5	3,339
193	88	28	1,824	1,718	54	24	149	-	4,083
324	100	54	2,570	1,142	81	25	191	-	4,487
240	67	23	1,651	1,037	59	37	120	10	3,234
242	79	27	1,846	810	38	24	183	-	3,249
483	217	102	4,135	1,938	96	71	253	8	7,303
463	157	80	3,656	2,125	105	81	162	1	6,830
316	95	49	2,505	1,504	55	32	122	-	4,678
441	195	75	3,130	2,065	55	72	109	-	6,142
398	91	58	2,480	1,297	49	60	141	-	4,574
370	103	69	2,496	1,305	60	119	148	-	4,670
882	180	105	5,076	1,346	61	539	300	17	8,906
290	68	29	2,433	902	41	44	155	-	3,962
556	153	99	4,463	1,836	156	75	227	-	7,565
259	120	57	2,444	1,305	78	49	87	-	4,399
233	124	65	2,332	1,077	78	33	220	16	4,178
234	96	56	2,445	659	104	40	116	1	3,781
162	38	116	1,124	539	35	17	70	-	2,101
406	130	58	2,886	2,023	88	62	101	-	5,754
437	162	71	3,733	1,473	123	68	177	-	6,294
512	146	111	3,869	1,149	99	68	183	6	6,143
567	197	118	4,193	1,200	111	65	227	-	6,678
359	149	56	2,762	1,003	95	42	230	-	4,696
241	109	61	2,346	877	74	23	166	-	3,902
414	137	66	3,233	1,226	82	38	248	2	5,446
580	150	79	3,974	1,155	87	80	79	-	6,184
543	182	84	4,298	1,714	99	54	233	-	7,207
192	50	33	1,498	494	50	21	106	12	2,456
292	119	50	1,926	735	35	43	93	-	3,293
194	71	31	1,496	600	35	15	53	2	2,497
311	92	67	2,631	1,181	85	34	104	-	4,559
454	130	60	2,991	1,343	97	42	170	-	5,287
547	245	88	4,191	1,453	120	74	313	-	7,031
395	177	69	3,296	1,073	98	72	157	1	5,338
229	89	38	2,034	708	84	34	117	-	3,333
293	119	71	2,213	851	81	58	107	9	3,807
495	225	88	3,393	1,632	82	88	104	-	6,107
334	156	56	2,784	1,185	141	66	148	9	4,879
588	204	66	4,190	1,396	97	70	210	11	6,812
262	102	40	2,176	891	75	75	58	-	3,679
382	111	61	2,870	1,061	88	57	238	13	4,885
524	143	76	4,163	1,657	111	71	100	-	6,845
406	181	62	3,136	1,444	103	63	130	-	5,525
396	138	67	2,660	967	68	48	76	1	4,421
569	206	80	4,096	1,501	117	81	133	10	6,793
17,705	6,175	2,995	135,406	59,780	3,804	2,936	7,163	134	236,098

備考  
 東京都及び大阪府の職傷病者分については、この調査と併行して行つた各区毎の抽出指定調査区の數値を基準として人口一万人に対する比率を算出し、總人口に乘じ社会局に於て補正をした。



## 障 害 種 類 別 数

官 語 障 害		肢 体 不 自 由					合 計
不 能	困 難	計	上 肢	下 肢	体	計	
521	317	838	3,095	7,700	2,097	12,902	19,596
295	152	447	1,237	3,684	1,028	5,949	9,641
281	183	464	1,183	3,716	867	5,766	9,405
615	259	874	1,960	3,931	912	6,203	10,429
231	169	400	1,143	3,516	1,746	6,405	10,035
253	159	412	934	2,959	952	4,945	8,674
593	353	951	1,723	4,870	1,772	8,365	14,407
629	254	883	1,259	4,086	1,952	7,337	12,669
295	174	469	1,197	2,543	988	4,728	8,532
399	288	687	1,793	4,213	1,307	7,313	13,020
538	304	842	1,415	3,605	1,594	6,614	12,012
578	259	837	1,112	3,137	1,163	5,412	9,743
279	366	645	1,945	3,755	2,793	8,493	13,816
405	353	758	1,461	3,485	1,459	6,405	11,117
642	359	1,001	1,888	4,535	2,003	8,426	15,318
328	176	504	930	2,502	717	4,149	7,013
274	154	428	834	2,189	1,028	4,051	6,763
206	86	292	710	1,817	618	3,145	5,214
232	119	351	601	1,754	529	2,884	4,951
485	268	753	1,590	4,511	1,286	7,387	13,310
393	135	533	1,327	3,022	997	5,346	8,978
515	260	775	1,842	3,907	1,355	7,194	13,038
784	467	1,251	2,702	5,756	1,777	10,235	17,850
501	233	734	1,093	3,335	881	5,309	9,436
312	169	481	847	2,684	853	4,359	7,500
397	217	614	1,504	3,758	840	6,102	10,683
501	309	810	2,745	5,899	1,526	10,170	18,580
570	293	868	565	4,814	1,349	8,260	15,068
221	133	354	2,097	1,583	382	2,530	5,079
349	184	533	990	2,378	675	4,043	7,238
166	84	250	515	1,476	441	2,432	4,367
218	166	384	1,023	2,581	779	4,383	7,847
479	332	811	1,608	4,481	1,209	7,298	12,678
490	258	748	2,225	4,342	1,512	8,079	14,977
451	186	637	1,512	3,653	1,340	6,505	11,147
212	89	301	779	1,773	560	3,112	5,783
367	185	552	948	2,421	771	4,140	8,241
585	277	862	1,792	4,462	1,603	7,857	14,573
284	156	440	1,234	2,684	1,051	4,969	8,420
612	363	975	2,808	6,548	2,050	11,406	19,664
266	152	418	1,030	2,797	722	4,549	7,961
393	205	598	1,362	3,543	994	5,899	10,914
604	306	910	1,700	4,656	1,529	7,885	14,127
378	247	625	1,385	3,249	1,152	5,786	11,160
275	153	433	1,135	2,717	634	4,486	8,144
678	480	1,158	2,958	6,379	2,343	11,680	22,069
19,090	10,801	29,891	67,226	167,546	56,151	290,923	511,187

第 1 表 の 3 都 道 府 県 別、

都道府県	障害別 原因別	視 覚 障 害			聴 覚 障 害			言 語 障 害		
		戦病 傷者	一 般	計	戦病 傷者	一 般	計	戦病 傷者	一 般	計
北海道	道 森 手 城 出	505	3,370	3,875	210	2,486	2,696	69	833	907
		198	1,887	2,085	84	1,358	1,442	27	447	474
		198	2,116	2,314	88	1,059	1,147	28	464	492
		324	2,041	2,365	100	1,311	1,411	54	874	928
		240	1,920	2,160	57	1,810	1,867	23	400	423
山形県	形 島 城 木 馬	242	1,900	2,142	79	1,417	1,496	27	412	439
		483	3,151	3,634	217	1,940	2,157	102	951	1,053
		463	2,770	3,233	157	1,679	1,836	80	883	963
		316	1,888	2,204	95	1,447	1,542	49	469	518
		441	3,090	3,531	195	1,930	2,125	75	687	762
静岡県	玉 葉 京 川 鴻	398	2,744	3,142	91	1,812	1,903	58	842	900
		370	2,274	2,644	103	1,220	1,323	69	837	906
		882	3,694	3,976	180	1,584	1,764	105	645	750
		290	2,596	2,826	68	1,358	1,426	29	753	787
		556	3,594	4,150	153	2,297	2,450	99	1,001	1,100
富山県	山 川 井 梨 野	259	1,385	1,644	120	975	1,095	57	504	561
		233	1,360	1,593	124	924	1,048	65	423	493
		234	1,014	1,248	96	763	857	56	292	348
		162	1,114	1,276	38	602	640	116	351	467
		406	3,101	3,507	130	2,069	2,199	58	753	811
岐阜県	卓 國 知 重 賀	437	3,881	2,326	162	1,210	1,372	71	533	604
		517	3,300	3,812	146	1,769	1,915	111	775	886
		567	4,085	4,652	197	2,279	2,476	118	1,251	1,369
		359	1,918	2,277	149	1,475	1,624	56	734	790
		241	1,499	1,740	109	1,131	1,240	61	481	542
東京都	都 阪 麻 良 山	414	2,593	3,007	137	1,374	1,511	66	614	680
		580	5,233	5,813	150	2,367	2,517	79	810	889
		543	3,832	4,375	182	2,108	2,290	84	868	952
		192	1,599	1,791	50	596	646	33	354	387
		292	1,671	1,963	119	991	1,110	50	533	583
鳥取県	取 根 山 島 口	194	974	1,168	71	711	782	31	250	281
		311	1,777	2,088	92	1,303	1,395	67	384	451
		454	2,917	3,371	130	1,652	1,782	60	811	871
		547	3,995	4,542	245	1,255	2,400	88	748	836
		395	2,458	2,853	177	1,547	1,724	69	637	706
徳島県	島 川 媛 知 岡	229	1,537	1,816	89	783	872	33	301	339
		293	2,453	2,756	119	1,091	1,210	71	552	623
		495	4,054	4,549	225	1,800	2,025	88	862	950
		334	1,595	2,293	156	1,052	1,208	56	440	496
		568	4,962	5,530	204	2,321	2,525	66	975	1,041
佐賀県	賀 崎 本 分 崎	262	1,889	2,151	102	1,105	1,207	40	418	458
		386	2,684	3,070	111	1,733	1,844	61	598	659
		524	3,453	3,977	143	1,869	2,022	76	910	986
		406	3,120	3,526	181	1,629	1,810	62	625	687
		356	2,127	2,543	138	1,098	1,216	67	433	500
鹿児島県	鹿 児 島	569	6,075	6,644	206	3,156	3,362	80	1,158	1,238
計		17,705	120,537	138,242	6,175	69,836	76,011	2,995	29,891	32,886

## 障 害 種 類 別、原 因 別 数

肢 体 不 自 由			そ の 他			計		
戦 傷 者	一 般	計	戦 傷 者	一 般	計	戦 傷 者	一 般	計
3,856	12,902	16,758	4,126		4,126	8,766	19,596	28,362
1,793	5,949	7,747	1,232		1,232	3,339	9,651	12,980
1,824	5,766	7,590	1,945		1,945	4,083	9,405	13,488
2,570	6,203	8,773	1,429		1,429	4,487	10,429	14,916
1,651	6,405	8,056	1,263		1,263	3,234	10,035	13,269
1,846	4,945	6,791	1,055		1,055	3,249	8,694	11,923
4,135	8,365	12,500	2,366		2,366	7,303	14,407	21,710
3,656	7,337	10,993	2,474		2,474	6,830	12,669	19,459
2,505	4,728	7,233	1,723		1,723	4,678	8,532	13,210
3,130	4,313	10,443	2,301		2,301	6,142	13,020	19,162
2,480	6,614	9,094	1,547		1,547	4,574	12,012	16,586
2,496	5,412	7,908	1,632		1,632	4,670	9,743	14,413
5,076	8,413	13,569	2,663		2,663	8,906	13,816	22,722
2,433	6,405	8,838	1,142		1,142	3,952	11,117	15,079
4,463	8,426	12,889	2,294		2,294	7,565	15,318	22,883
2,444	4,149	6,593	1,519		1,519	4,399	7,013	11,412
2,332	4,051	6,383	1,424		1,424	4,178	6,713	10,941
2,445	3,145	5,590	950		950	3,781	5,214	8,995
1,124	2,884	4,008	661		661	2,101	4,951	7,052
2,886	7,387	10,273	2,274		2,274	5,754	13,310	19,064
3,783	5,346	9,129	1,841		1,841	6,294	8,978	15,272
3,869	7,194	11,063	1,505		1,505	6,143	13,038	19,181
4,193	10,235	14,428	1,603		1,603	6,678	17,850	24,528
2,762	5,307	8,071	1,370		1,370	4,696	9,436	14,132
2,346	4,389	6,735	1,145		1,145	3,902	7,500	11,402
3,233	6,102	9,335	1,596		1,596	5,446	10,683	16,126
3,974	10,170	14,144	1,401		1,401	6,184	18,580	24,764
4,298	8,270	12,568	2,100		2,100	7,207	15,068	22,275
1,498	2,530	4,028	683		683	2,456	5,079	7,535
1,926	4,043	5,969	906		906	3,293	7,238	10,531
1,496	2,432	3,928	705		705	2,497	4,367	6,864
2,685	4,383	7,068	1,404		1,404	4,559	7,847	12,406
2,991	7,248	10,289	1,652		1,652	5,287	12,676	17,965
4,191	8,079	12,270	1,960		1,960	7,031	14,977	22,008
3,296	6,505	9,801	1,401		1,401	5,338	11,147	16,485
2,084	3,112	5,146	943		943	3,333	5,783	9,116
2,213	4,140	6,353	1,106		1,106	3,807	8,241	12,048
3,393	7,857	11,250	1,906		1,906	6,107	14,573	20,680
2,784	4,869	7,753	1,549		1,549	4,879	8,420	13,299
4,190	11,406	15,596	1,784		1,784	6,812	19,664	26,476
2,176	4,549	6,725	1,099		1,099	3,679	7,961	11,640
2,870	5,877	8,769	1,457		1,457	4,885	10,914	15,799
4,163	7,885	12,048	1,939		1,939	6,845	14,127	20,972
3,136	5,786	8,922	1,743		1,743	5,525	11,160	16,685
2,660	4,486	7,146	1,160		1,160	4,421	8,144	12,565
4,086	11,630	15,716	1,842		1,842	6,793	22,019	28,862
135,406	290,923	426,329	73,817		73,817	236,098	511,187	747,285

## 第 2 表

障害程度別、障害種別数

第 2 表 の 1 原 因 別、障 害

原因別	障害種類	項 症								
		特 別	第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七	計
職 傷 者 病	視 覚	425	310	395	457	1,065	5,874	1,455	3,504	13,485
	聴 覚	2	8	159	149	510	250	474	827	2,379
	言 語	3	86	154	104	371	175	316	237	1,446
	肢 体	297	636	1,064	8,128	6,642	9,556	15,845	15,697	57,865
	内 臓	3	15	63	2,491	1,722	2,715	6,901	7,595	21,505
	部 神	13	66	83	187	162	427	424	149	1,551
	そ の 他	46	155	207	135	228	51	537	204	1,563
	計	17	59	61	55	211	317	878	411	2,009
		8	8	5	4	10	18	12	65	
	計	806	1,343	2,194	11,711	10,915	19,375	26,848	28,636	101,828
欲 用 学 徒 ・ 女 子 挺 身 隊	視 覚	90	44	27	15	50	223	71	17	537
	聴 覚	5	1	28	10	26	7	22	23	122
	言 語	1	2	4	4	9		2	5	27
	肢 体	9	71	83	603	624	278	494	417	2,579
	内 臓			22	84	78	164	352	371	1,066
	部 神	4	2	2	7	10	7	13		45
	そ の 他	21	31	18	7	17		25	1	120
	計	1	5	1	1	9	14	31	9	71
	計	131	156	185	731	818	693	1,010	843	4,567
不 詳	視 覚	1	3				6	1		11
	聴 覚		6				1	3		10
	言 語					1			1	2
	肢 体		1	4	6	9	5	12	6	43
	内 臓		1		1	4	3	1	4	14
部 神										
そ の 他										
計	1	11	4	7	15	15	17	11	81	
合 計	視 覚	516	357	422	472	1,115	6,103	1,527	3,521	14,033
	聴 覚	7	15	187	159	536	258	499	850	2,511
	言 語	4	88	158	108	381	175	318	243	1,475
	肢 体	306	708	1,151	8,737	7,275	9,839	16,351	16,120	60,487
	内 臓	3	16	85	2,576	1,799	2,882	7,254	7,970	22,585
	部 神	17	68	85	194	173	434	457	149	1,557
	そ の 他	67	186	225	142	245	51	562	205	1,683
	計	18	64	62	56	220	331	909	420	2,080
			8	8	5	4	10	18	12	65
	計	938	1,510	2,383	12,449	11,748	20,083	27,875	29,490	106,476

## 程度別、障害種類別数

款 症					目 症			総 計
第 一	第 二	第 三	第 四	計	第 一	第 二	計	
623	633	200	627	2,083	592	287	879	16,447
1,033	480	234	544	2,291	651	244	895	5,565
141	268	218	219	846	300	169	469	2,761
11,496	13,013	11,634	11,244	47,387	13,216	7,718	20,934	126,186
1,790	7,084	2,216	6,166	17,256	8,616	7,574	16,190	54,951
253	490	200	302	1,245	522	264	786	3,542
264	511	131	76	982	116	74	190	2,735
282	792	393	779	2,246	1,312	918	2,230	6,485
10	4	4	7	25	8	11	19	109
15,892	23,275	15,230	19,964	74,361	25,333	17,259	42,592	218,781
36	31	6	18	91	34	20	54	682
30	11		11	52	24	5	29	203
2	2		12	16	5	2	7	50
384	366	288	327	1,365	388	160	548	4,492
30	316	17	98	461	174	93	272	1,799
2	12	1	2	17	26	2	28	90
1	22	2	3	28	10	1	11	159
4	21	4	8	37	29	20	49	157
			1	1	1		1	2
489	781	318	480	2,068	691	308	999	7,634
	1			1	1		1	13
2			1	3				13
								2
11	6	9	5	31	5	7	12	86
3	1		6	10	5		5	29
					3		3	3
16	8	9	12	45	14	7	21	147
659	665	206	645	2,175	627	307	934	17,142
1,065	491	234	556	2,346	675	349	924	5,781
143	270	218	231	862	305	171	476	2,813
11,891	13,385	11,931	11,576	48,783	13,609	7,885	21,494	130,764
1,823	7,401	2,233	6,270	17,727	8,795	7,672	16,467	56,779
255	502	201	304	1,262	548	266	814	3,633
265	533	133	79	1,010	126	75	201	2,894
286	813	397	787	2,283	1,344	938	2,282	6,645
10	4	4	8	26	9	11	20	111
16,397	24,064	15,557	20,456	76,474	26,038	17,574	43,612	226,562

第 2 表 の 2 障害程度別、障害種類別数

障害種類別		障害程度別						計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障害	全盲	60,600						60,600
	弱視	192	14,415	8,453	12,305	11,428	13,139	59,937
	計	60,792	14,415	8,453	12,305	11,428	13,139	120,537
聴覚障害	全ろう	540	40,711					41,251
	難聴		307	16,072	595	201	11,410	28,585
	計	540	41,018	16,072	595	201	11,410	69,836
言語障害	不能		1,256	17,834				19,090
	困難			360	10,256	82	103	10,801
	計		1,256	18,194	10,256	82	103	29,891
肢体不自由	上肢	2,654	7,032	18,283	37,260	1,196	796	67,226
	下肢	7,710	20,383	29,836	50,271	46,089	13,257	167,546
	体	4,942	22,307	1,007	25,991	1,088	816	56,151
	計	15,306	49,722	49,131	113,522	48,373	14,869	290,923
合 計		76,638	106,411	91,855	136,678	60,084	39,531	511,187

# 第 3 表

年令別、障害種別数

第3表の1 年令別、障害種類別数

障害別	年令	20才未満	20才～29才	30才～39才	40才～49才	50才～59才	60才～69才	70才以上	年齢不詳	計
視覚障害		5	2,046	9,444	3,839	710	499	531	68	17,142
聴覚障害		4	694	3,003	1,247	252	161	199	21	5,781
言語障害			229	1,514	679	116	103	161	11	2,813
肢体不自由		44	15,912	72,127	29,229	4,795	3,463	4,732	462	130,764
内臓障害		11	9,255	35,283	10,216	1,212	336	274	192	56,779
頭部障害			370	1,906	880	137	143	186	11	3,633
精神障害		3	543	1,708	532	60	19	13	16	2,894
その他		2	886	4,093	1,287	196	70	86	25	6,645
不詳			13	49	23	4	4	10	8	111
計		69	30,148	129,127	47,932	7,482	4,793	6,192	814	226,562

第3表の2 年令別、障害種類別数

障害別		年令	0才～5才	6才～15才	16才～17才	18才～59才	60才以上	計
視覚障害	全盲		506	2,107	818	35,533	21,631	60,600
	弱視		875	4,959	1,850	37,696	14,557	59,937
	計		1,381	7,066	2,668	73,234	36,188	120,537
聴覚障害	全ろう		1,172	7,740	1,969	26,016	4,354	41,251
	難聴		302	3,319	1,037	17,337	6,590	28,585
	計		1,474	11,059	3,006	43,353	10,944	69,836
言語障害	不能		871	4,025	1,161	11,637	1,396	19,090
	困難		439	2,793	703	6,028	838	10,801
	計		1,310	6,818	1,864	17,665	2,234	29,891
肢体不自由	上肢		1,669	7,203	2,423	46,560	9,351	67,226
	下肢		5,490	26,346	6,974	106,769	21,967	167,546
	体		1,703	7,206	2,248	35,220	9,774	56,151
	計		8,862	40,755	11,645	188,549	41,092	290,923
合計			13,047	65,698	19,183	322,801	90,458	511,187

第3表の3 年令別、障害種類別数

障害別	原因別	年令別				計
		0才~17才	18才~59才	60才以上	年令不詳	
視覚障害	戦傷病者		16,044	1,030	68	17,142
	一般	11,115	73,234	36,188		120,537
	計	11,115	89,278	37,218	68	137,679
聴覚障害	戦傷病者		5,400	360	21	5,781
	一般	15,539	43,353	10,944		69,836
	計	15,539	48,753	11,304	21	75,617
言語障害	戦傷病者		2,538	264	11	2,813
	一般	9,992	17,665	2,234		29,891
	計	9,992	20,203	2,498	11	32,704
肢体不自由	戦傷病者		122,107	8,195	462	130,764
	一般	61,282	188,549	41,092		290,923
	計	61,282	310,656	49,287	462	421,687
その他	戦傷病者		68,669	1,141	252	70,062
	一般					
	計		68,669	1,141	252	70,062
計	戦傷病者		214,758	10,990	814	226,562
	一般	97,928	322,801	90,458		511,187
	計	97,928	537,559	101,448	814	737,749

# 第 4 表

扶養家族別、障害種別数

第4表の1 扶養家族数別、障害種別数

原因別	程度別 扶養家族数別	特別項一第六項		第七項症		款		症		合計	
		現在の扶養家族	障害時の扶養家族								
職傷病者	ナシ	11,163	35,962	3,256	13,855	5,727	33,592	2,673	19,209	22,819	102,618
	1人	6,427	7,545	2,029	2,924	4,763	7,494	2,307	4,168	15,526	22,136
	2人	9,362	8,722	3,358	3,439	7,945	9,340	4,880	5,364	25,545	26,865
	3人	12,372	6,884	5,069	2,817	12,918	7,590	7,542	4,381	37,908	21,672
	4人	11,949	5,525	5,001	2,164	13,880	6,096	8,233	3,593	39,063	17,378
	5人	9,280	3,680	4,074	1,446	11,862	4,467	6,861	2,635	32,077	12,228
	6人	6,215	2,317	2,844	933	8,228	2,757	4,682	1,514	21,969	7,571
	7人	3,387	1,253	1,622	543	4,779	1,534	2,889	888	12,677	4,219
	8人	1,786	723	825	299	2,451	819	1,446	455	6,508	2,296
	9人	794	312	363	79	1,122	332	651	204	2,939	927
10人以上	450	269	195	87	686	340	428	180	1,759	876	
	計	73,192	73,192	28,636	28,636	74,361	74,361	42,592	42,592	218,781	218,781
徴用学徒・女子挺身隊	ナシ	1,655	2,212	324	493	712	1,125	336	533	3,027	4,363
	1人	357	281	86	68	196	174	85	71	724	594
	2人	377	337	116	100	222	204	117	96	832	737
	3人	415	314	97	69	286	188	131	87	929	658
	4人	349	215	81	39	223	93	95	69	748	421
	5人	264	170	69	36	176	130	113	58	622	594
	6人	159	106	36	18	146	73	56	49	397	246
	7人	80	51	19	11	39	29	41	21	179	112
	8人	42	24	7	2	36	29	16	11	101	66
	9人	15	9	2	1	25	13	9	2	51	25
10人以上	11	5	6	6	7	5	-	2	24	18	
	計	3,724	3,724	843	843	2,063	2,063	999	999	7,634	7,634
不詳	ナシ	17	42	-	4	2	18	4	11	23	75
	1人	6	6	-	2	5	6	-	2	11	16
	2人	4	11	4	4	9	4	2	1	19	20
	3人	14	2	1	1	4	4	4	4	23	11
	4人	11	4	4	-	7	5	1	1	23	10
	5人	8	3	2	-	5	4	8	2	23	9
	6人	4	1	-	-	1	-	1	-	6	1
	7人	-	-	-	-	5	1	1	-	6	1
	8人	4	1	-	-	5	2	-	-	9	3
	9人	1	-	-	-	1	-	-	-	2	-
10人以上	1	-	-	-	1	1	-	-	2	1	
	計	70	70	11	11	45	45	21	21	147	147
合計	ナシ	12,835	38,216	3,580	14,352	6,441	34,735	3,031	19,753	25,869	107,056
	1人	6,790	7,832	2,115	2,994	4,964	7,674	2,392	4,241	16,261	22,741
	2人	9,743	9,070	3,478	3,543	8,176	9,548	4,999	5,461	26,396	27,622
	3人	12,808	7,200	5,167	2,887	13,208	7,782	7,677	4,472	38,860	22,341
	4人	12,309	5,744	5,086	2,203	14,110	6,199	8,329	3,663	39,834	17,809
	5人	9,552	3,853	4,145	1,482	12,043	4,601	6,982	2,695	32,722	12,631
	6人	6,378	2,424	2,880	1,001	8,375	2,830	4,739	1,563	22,372	7,818
	7人	3,467	1,304	1,641	554	4,823	1,564	2,931	910	12,862	4,332
	8人	1,832	748	832	301	2,492	850	1,462	466	6,618	2,365
	9人	810	321	365	80	1,148	345	660	206	2,983	952
10人以上	462	274	201	93	694	346	428	182	1,785	895	
	計	76,936	76,936	29,490	29,490	76,474	76,474	43,612	43,612	226,562	226,562

第4表の2 扶養家族数別、障害種類別数

障害種類別		視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	計
扶養家族数別						
ナ	シ	68,691	48,787	23,716	170,519	311,713
1	人	12,623	4,970	1,541	23,534	42,668
2	人	9,847	4,018	1,178	22,074	37,117
3	人	8,974	3,638	1,095	21,529	35,236
4	人	7,582	3,083	865	18,845	30,375
5	人以上	12,820	5,340	1,496	34,442	54,078
	計	120,537	69,836	29,891	290,923	511,187

第4表の3 扶養家族数別、障害種類別数

区分		戦傷病者	一般	計
扶養家族				
ナ	シ	25,869	311,713	337,582
1	人	16,261	42,668	58,929
2	人	26,396	37,117	63,513
3	人	38,860	35,236	74,096
4	人	39,834	30,375	70,209
5	人以上	79,342	54,078	133,420
	計	226,562	511,187	737,749

## 第 5 表

原因別、学生々徒（扶養家族）別、障害種別数

第 5 表 の 1 原因別、学生生徒（扶養家族）別数

原因別	学歴	大 学	高 校	中 学	小 学	計
軍 人 属	人 属	1,030	11,043	39,722	130,840	182,635
徴 用 学 徒	子 挺 身 隊	21	268	1,013	2,886	4,188
不 詳	詳	1	11	34	76	122
合 計	計	1,052	11,322	40,769	133,802	186,945

第 5 表 の 2 学生生徒（扶養家族）別、障害種別数

学歴	障 害 別	視 覚 障 害	聴 学 障 害	言 語 障 害	肢 体 不 自 由	計
大 学	学	279	125	30	696	1,130
高 校	校	2,560	1,078	237	6,847	10,722
中 学	学	13,833	5,274	1,333	33,343	53,783
小 学	学	30,432	11,560	3,176	75,661	120,829
計	計	47,104	18,037	4,776	116,547	186,464

第 5 表 の 3 原因別、学生生徒（扶養家族）別、障害種別数

学生生徒別	区 分	戦 傷 病 者	一 般	計
大 学	学	1,052	1,130	2,182
高 校	校	11,322	10,722	22,044
中 学	学	40,769	53,783	94,552
小 学	学	133,802	120,829	254,631
計	計	186,945	186,464	373,409

# 第 6 表

障 害 種 類 別、職 業 別 数

第 6 表 の 1 障 害 種 類

障 害 細 分	從 業 期 間	專 門 的 技 術 的 職 業						管 理 的 職 業	事 務 従 事 者			販 売 従 業 者	農 夫 伐 木 夫 獵 師 漁 師 及 び 類 似 従 業 者			採 掘 採 石 的 職 業	運 輸 的 職 業
		技 術 的 者		教 授 及 び 教 師	そ の 他 の 専 門 的 従 業 者				タ イ ピ ス ト	有 電 線 電 信 交 通 換 信 員 手 他	そ の 他		農 夫 、 牧 夫 及 び 類 似 従 業 者	漁 夫 及 び 類 似 従 業 者	伐 木 夫 、 獵 師 及 び 類 似 従 業 者		
		製 図 及 び 写 図 員 他	そ の 他		あ ん ま 、 は り 、 き ゆう 師 他	写 真 師 他	そ の 他										
				製 図 及 び 写 図 員 他					そ の 他	あ ん ま 、 は り 、 き ゆう 師 他	写 真 師 他		そ の 他				
視 覚 障 害	1 年未満		6	4	27		4	5	1		81	78	18	1	9	12	9
	1 年以上 3 年未満		9	16	133		21	16	6		220	212	163	18	29	27	15
	3 年以上		105	134	429	7	116	72	20	4	1,196	904	6,082	169	373	136	120
	不詳		2	4	31		12	2			72	67	600	5	27	4	6
	計		122	158	620	7	153	95	27	4	1,569	1,261	6,863	133	438	179	150
聴 覚 障 害	1 年未満			2			6	2			37	26	2	1	1	7	4
	1 年以上 3 年未満		6	6	1		4	5			99	86	93	4	13	11	9
	3 年以上	1	32	27	4	4	32	22		3	389	285	2,312	31	128	58	62
	不詳		2	2	1	1	5		1	1	26	16	215	9	5	2	2
	計	1	40	37	6	5	47	29		4	551	413	2,622	45	147	78	77
言 語 機 能 障 害	1 年未満						1	1			6	12	10	1			5
	1 年以上 3 年未満		2	1				2			36	26	25	5	2	1	4
	3 年以上		15	19	1		17	16			194	146	1,197	17	52	21	37
	不詳		1		1		1	2			12	12	116	1	1		
	計		18	20	2		19	21			248	196	1,348	24	55	22	46
肢 休 不 自 由	1 年未満	9	54	72	9	1	43	77	1	1	879	714	191	30	38	128	83
	1 年以上 3 年未満	9	104	153	13	5	104	201		8	2,308	2,315	1,531	119	167	204	199
	3 年以上	41	780	1,098	94	83	791	770	4	37	12,263	7,767	46,657	786	2,954	1,037	1,090
	不詳	1	32	49	11	4	65	27		2	567	466	4,427	49	234	43	59
	計	60	970	1,372	127	93	1,003	1,075	5	48	16,017	11,262	52,806	984	3,393	1,412	1,431
合 計		61	1,150	1,587	755	105	1,222	1,220	32	56	18,385	13,132	63,639	1,186	4,033	1,691	1,704

## 別、 職 業 別 数

殊特技能工、生産工程従業者、及び単純労働者													サ ー ビ ス 職 業	分 類 不 能 の 職 業	不 詳	合 計			
特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者											単 純 勞 働 者								
金属及び金属製品関係職業				紡織関係職業	織物関係		製品関係	木材及び木製品関係職業		掘削及び建設機械運転者		その他の特殊技能工生産工程及び類似従業者							
溶接工	旋盤工	鍛冶工	その他		男子洋服裁縫師	和服裁縫師		その他	指物職及び具職		その他	掘削及び建設機械運転者	時及計ラデオ組立工	印刷工	その他				
1			22	5		1	4	1	20			2	64	72	28	11	1	487	
1		3	51	17	4	4	4	4	24	4		5	135	142	49	14	7	1,353	
9	30	31	297	56	40	6	26	58	309	21	9	18	648	467	153	58	40	12,073	
	1		11	6	1			2	20			2	44	44	6	47	360	1,376	
11	31	34	381	84	45	11	34	60	373	25	9	22	891	725	236	130	408	15,280	
			9	1				1	5			1	1	12	26	8	4	1	157
	1	1	14	10	5		1	2	11			4	1	40	51	10	2	1	491
7	12	16	99	20	39	1	9	35	141			8	6	262	129	71	16	13	4,274
		1	4	2	1		1	1	13					16	16	1	9	141	493
7	13	18	126	33	45	1	11	39	170			13	8	330	222	90	31	156	5,415
			5	1					2					4	9	4			61
			8	4	1		2	1	4			1	1	17	17	5		2	167
1	2	2	39	10	4		9	14	51	1				115	51	37	10	7	2,085
			1	1			1	1	2					2	7	2	13	58	235
1	2	2	53	16	5		12	16	59	1	1	1	133	84	48	23	67	2,548	
5	27	13	144	54	38	5	33	20	115	15	11	21	426	483	235	39	13	4,027	
10	53	38	347	166	92	18	94	59	311	35	28	36	1,186	905	340	73	47	11,278	
116	227	246	1,996	533	564	70	309	644	2,959	159	171	133	5,314	2,164	1,771	375	264	94,267	
7	5	7	86	47	29	4	16	34	144	7	9	12	309	231	122	278	2,493	9,876	
138	312	304	2,573	800	723	97	452	757	3,529	216	219	202	7,235	3,783	2,468	765	2,817	119,448	
157	358	358	3,133	933	818	109	509	872	4,131	242	242	233	8,594	4,814	2,842	949	3,448	142,700	

第 6 表 の 2 障 害 種 類

障 害 細 分	從 業 期 間	專 門 的 技 術 的 職 業						管 理 的 職 業	事 務 従 事 者			販 売 従 業 者	農 夫 及 漁 夫 等 類 似 者		
		技 術 的 従 事 者		教 授 及 び 教 師	そ の 他 の 専 門 的 従 事 者		夕 イ ビ ス ト		有 線 電 話 交 換 員 手	そ の 他	農 夫 及 漁 夫 等 類 似 者		農 夫 及 漁 夫 等 類 似 者	農 夫 及 漁 夫 等 類 似 者	
		製 写 図 及 び 員	そ の 他		あ き づ け 師	写 真 師									そ の 他
視 覚	全 年 未 満	-	1	13	203	-	8	1	-	-	3	19	89	3	-
	一 年 以 上 三 年 未 満	1	1	23	765	3	15	9	-	6	56	133	11	2	
	三 年 計	1	14	427	15,050	48	384	86	-	40	418	2,939	144	33	
弱 視	全 年 未 満	-	4	6	125	-	8	5	-	-	23	81	197	10	7
	一 年 以 上 三 年 未 満	-	6	24	333	1	31	19	-	1	59	192	661	28	19
	三 年 計	2	40	208	5,312	32	259	125	2	27	352	1,316	13,994	535	249
計	全 年 未 満	-	5	19	328	-	16	6	-	-	26	100	286	13	7
	一 年 以 上 三 年 未 満	1	7	47	1,088	4	46	28	-	1	65	248	794	39	21
	三 年 計	3	54	635	20,362	80	643	211	2	31	392	1,734	16,933	679	282
難 聴	全 年 未 満	-	4	2	7	2	11	3	-	-	5	21	112	6	8
	一 年 以 上 三 年 未 満	13	19	33	93	17	167	29	1	6	39	302	11,633	619	197
	三 年 計	14	29	39	104	21	207	36	1	6	48	346	12,217	654	216
障 害 計	全 年 未 満	1	3	3	1	1	8	5	-	-	16	31	92	6	9
	一 年 以 上 三 年 未 満	12	35	41	108	24	123	56	1	7	146	553	8,899	350	152
	三 年 計	16	43	48	118	26	139	69	1	7	181	659	9,452	379	179
言 語 機 能 障 害 計	全 年 未 満	1	4	5	8	3	19	8	-	-	21	52	204	12	17
	一 年 以 上 三 年 未 満	4	14	8	13	3	37	12	-	-	23	93	983	52	29
	三 年 計	25	54	74	201	41	290	85	2	13	155	855	20,532	969	349
言 語 機 能 障 害 計	全 年 未 満	-	-	-	1	1	7	-	-	-	2	5	45	7	-
	一 年 以 上 三 年 未 満	1	3	5	87	4	7	1	-	-	2	9	186	13	2
	三 年 計	1	5	5	91	5	53	5	2	-	18	103	5,045	278	73
上 肢 障 害 計	全 年 未 満	1	-	-	2	-	2	1	-	-	-	7	49	3	-
	一 年 以 上 三 年 未 満	1	5	1	3	-	19	4	-	1	5	33	113	8	3
	三 年 計	2	5	1	52	-	15	4	-	2	21	76	2,037	101	59
下 肢 障 害 計	全 年 未 満	1	-	-	3	1	9	1	1	-	2	12	94	10	-
	一 年 以 上 三 年 未 満	2	3	1	6	-	25	1	-	1	7	42	299	21	5
	三 年 計	3	7	5	134	4	59	8	-	2	35	156	6,851	359	110
自 由 計	全 年 未 満	7	10	7	1	5	27	31	-	6	128	278	241	38	18
	一 年 以 上 三 年 未 満	18	24	26	9	3	46	56	1	12	279	537	817	80	57
	三 年 計	25	139	122	92	50	350	457	33	125	1,830	2,484	12,478	779	504
自 由 計	全 年 未 満	6	11	13	18	2	60	43	3	8	271	356	352	36	30
	一 年 以 上 三 年 未 満	10	41	44	90	12	116	110	2	24	513	733	1,312	110	57
	三 年 計	64	287	363	985	165	932	776	27	196	3,235	4,558	22,658	1,510	598
自 由 計	全 年 未 満	80	339	420	1,102	179	1,108	929	32	228	4,019	5,647	24,322	1,656	685
	一 年 以 上 三 年 未 満	2	9	4	1	13	12	1	3	63	85	196	11	11	
	三 年 計	22	55	120	113	38	216	166	5	29	658	921	4,934	245	84
自 由 計	全 年 未 満	15	24	29	23	8	100	86	4	17	462	719	789	85	59
	一 年 以 上 三 年 未 満	31	76	57	118	22	200	190	6	45	930	1,438	2,425	229	133
	三 年 計	111	481	605	1,190	253	1,499	1,399	65	350	5,723	7,963	4,070	2,534	1,186
合 計	194	729	1,525	23,474	419	2,943	2,035	80	460	7,871	13,426	90,210	5,002	2,198	

別、 職 業 別 数

採 掘 、 採 石 的 職 業	運 輸 的 職 業	特殊技能工				生産工程従業者及び単純労働者										サ ー ビ ス 職 業	分 類 不 能 の 職 業	合 計	
		A 特殊技能工				生産工程従業者及び類似従業者													単 純 勞 働 者
		金 型 及 熔 接 工		及 び 金 属 工 員		織物製品関係職業			木材及び木製品関係職業		その他の特殊技能工 生産工程従業者及び類似者			印 刷 工	そ の 他				
		熔 接 工	旋 盤 工	鍛 冶 工	そ の 他	男 裁 縫 師	和 服 裁 縫 師	そ の 他	指 木 製 物 職 業 及 具 職	そ の 他	時 計 組 立 工 及 ラ ヂ オ	組 立 工 及 修 理 工							
6	2	-	-	1	2	-	-	2	1	2	-	1	6	15	13	567	958		
5	2	-	1	1	7	1	-	1	4	10	-	1	4	23	19	199	1,244		
27	21	1	3	9	44	8	12	57	39	44	5	5	103	205	324	4,038	24,513		
38	25	1	4	11	53	9	12	40	44	56	6	7	113	243	356	4,804	26,715		
16	10	1	3	7	20	2	2	8	7	3	-	2	24	110	29	349	1,059		
33	16	2	3	8	22	6	9	19	38	24	6	4	57	188	70	317	2,246		
235	153	17	42	93	184	51	48	154	207	226	35	26	379	894	417	2,886	28,500		
284	179	20	48	108	226	59	59	181	252	253	41	32	460	1,192	516	3,552	31,805		
22	12	1	3	8	22	2	2	10	8	5	-	3	30	125	42	916	2,017		
38	18	2	4	9	29	7	9	20	42	34	7	5	61	211	89	516	3,490		
262	174	18	45	102	228	59	60	191	246	270	40	31	482	1,089	741	6,924	53,013		
322	204	21	52	119	279	68	71	221	296	309	47	39	573	1,435	872	8,356	58,520		
4	2	1	4	4	17	27	28	48	58	28	1	7	53	81	20	285	849		
12	7	2	5	10	35	64	26	98	71	51	4	13	93	119	53	157	1,409		
125	95	17	57	82	237	367	243	400	461	419	33	47	566	716	375	2,344	19,752		
141	104	20	66	96	289	458	297	546	590	458	38	67	712	916	448	2,786	22,010		
13	5	1	1	-	12	4	8	24	16	10	-	3	27	56	16	154	523		
20	8	10	7	11	28	30	32	43	31	34	7	6	42	104	47	171	1,268		
115	77	14	36	83	135	120	87	176	250	268	24	52	302	484	266	1,241	14,237		
148	90	25	44	94	175	154	127	243	297	312	31	61	371	644	329	1,566	16,028		
17	7	2	5	4	29	31	36	72	74	38	1	10	80	137	36	439	1,372		
32	15	12	12	21	63	94	58	141	102	85	11	19	135	223	100	328	2,677		
240	172	31	53	165	372	487	330	576	711	687	57	59	868	1,200	641	3,585	33,989		
289	194	45	110	190	464	612	424	789	887	810	69	128	1,083	1,560	777	4,352	38,038		
1	-	-	-	2	3	3	19	15	6	6	1	1	13	24	8	156	326		
3	-	-	1	2	62	22	13	37	16	17	2	4	31	38	24	90	539		
37	17	6	11	28	44	114	63	130	148	156	18	10	158	263	141	1,328	8,065		
41	17	7	12	32	59	139	95	182	170	179	21	15	202	325	173	1,574	8,939		
4	1	-	-	3	2	4	4	1	6	-	-	1	5	23	13	74	207		
5	3	1	-	-	3	10	16	7	13	5	-	2	7	34	9	48	349		
19	32	-	7	14	23	33	30	24	36	42	5	9	49	137	89	696	3,593		
28	36	1	7	17	28	47	50	32	55	47	5	12	61	194	111	818	4,149		
5	1	-	-	5	5	7	23	16	12	6	1	2	18	47	21	230	533		
8	3	2	1	2	15	32	29	44	29	22	2	6	38	72	33	138	888		
56	49	6	18	41	68	147	93	154	184	198	23	19	207	400	230	2,024	11,658		
69	53	8	19	48	88	186	145	214	225	226	26	27	263	519	284	2,392	13,079		
65	43	6	14	6	66	30	8	62	24	61	29	18	91	181	105	483	2,089		
109	74	3	24	24	120	64	55	93	71	126	24	30	159	400	139	426	3,886		
627	565	62	150	157	775	315	166	422	489	831	143	104	952	1,493	686	3,574	30,979		
801	685	71	188	187	961	409	209	577	584	1,018	196	152	1,202	2,074	930	4,483	36,954		
104	37	11	19	12	104	215	78	186	90	160	112	36	203	227	155	1,068	4,028		
120	86	18	32	26	210	370	187	344	154	201	118	47	321	378	247	701	6,743		
857	766	123	200	327	1,114	2,583	1,752	1,437	1,317	1,828	693	267	2,531	2,004	1,969	9,393	66,515		
1,081	899	152	251	365	1,428	4,168	2,017	1,967	1,561	2,189	923	352	3,055	2,669	2,371	11,162	77,286		
36	5	1	4	2	28	44	11	28	22	18	17	11	34	35	57	451	1,217		
36	22	5	3	7	42	44	41	60	29	30	19	11	84	70	53	392	1,741		
175	147	10	30	48	174	390	276	212	203	234	115	46	461	345	473	5,024	16,029		
247	174	16	37	57	244	478	328	300	254	282	151	68	579	450	583	5,927	18,967		
205	85	18	36	20	198	289	97	276	136	239	158	67	328	443	317	2,002	7,334		
265	182	26	60	57	372	478	263	497	254	357	161	88	564	848	439	1,519	12,370		
1,659	1,478	195	380	532	2,053	4,288	2,194	2,071	2,009	2,893	951	417	3,944	3,842	3,128	18,051	113,523		
2,129	1,745	239	476	609	2,633	5,055	2,554	2,844	2,399	3,489	1,270	572	4,836	5,133	3,884	21,572	133,227		
2,809	2,809	313	657	966	3,464	5,921	3,194	4,063	3,807	4,834	1,412	766	6,755	8,647	5,817	36,672	242,864		

第6表の3 障害種類別、職業別数

障 害 細 分	従 業 期 間	専 門 的 技 術 的 職 業	管 理 的 職 業	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 夫、 伐 木 夫、 猟 師、 漁 夫	及 び 類 似 従 事 者	採 鉱、 採 石 的 職 業	運 輸 的 職 業	特 殊 技 能 工、 生 産 工 程 者	従 事 者 及 び 単 純 勞 働 者	サ ー ビ ス 職 業	分 類 不 能 の 職 業	不 詳	合 計
視 覚 障 害	1年未満	409	11	108	178	334	34	21	411	70	927	1	2,504		
	1年以上3年未満	1,372	44	292	460	1,064	65	33	838	138	530	7	4,843		
	3年以上	22,568	283	1,645	2,638	24,458	398	294	4,886	894	6,982	40	65,086		
	不詳	49	2	72	67	632	4	6	131	6	47	360	1,376		
計	24,398	340	2,117	3,343	26,488	501	354	6,266	1,108	8,486	408	73,809			
聴 覚 障 害	1年未満	48	10	58	78	237	24	11	575	44	443	1	1,529		
	1年以上3年未満	96	17	122	184	1,124	43	24	1,117	110	330	1	3,168		
	3年以上	785	107	592	1,140	24,321	298	234	6,460	712	3,601	13	38,263		
	不詳	11	-	27	16	229	2	2	55	1	9	141	594		
計	940	134	799	1,418	25,911	367	271	8,207	867	4,383	156	43,453			
言 語 機 能 障 害	1年未満	15	2	9	24	115	5	6	163	25	230	-	594		
	1年以上3年未満	39	3	44	68	357	9	7	350	38	138	2	1,055		
	3年以上	263	24	231	311	8,586	77	86	1,857	267	2,034	7	13,743		
	不詳	3	2	12	12	118	-	-	15	2	13	58	235		
計	320	31	296	415	9,176	91	99	2,385	332	2,415	67	15,627			
肢 体 不 自 由	1年未満	387	163	1,364	1,433	1,192	333	168	3,715	552	2,041	13	11,361		
	1年以上3年未満	932	591	3,297	3,753	4,604	469	381	7,403	779	1,592	47	23,648		
	3年以上	7,025	2,169	18,442	15,730	94,187	2,696	2,568	41,884	4,899	18,426	264	207,790		
	不詳	162	27	569	466	4,710	43	59	947	122	278	2,493	9,876		
計	8,506	2,750	23,672	21,382	104,693	3,541	3,176	53,449	6,352	22,337	2,817	252,675			
計	1年未満	859	186	1,539	1,713	1,878	396	206	4,864	691	3,641	-	15,988		
	1年以上3年未満	2,439	455	3,755	4,465	7,149	586	445	9,708	1,065	2,590	-	32,714		
	3年以上	30,641	2,583	20,910	19,819	151,552	3,469	3,182	54,587	6,772	31,043	-	324,882		
	不詳	225	31	680	561	5,689	49	67	1,148	131	347	-	11,980		
計	34,164	3,255	26,884	26,558	166,268	4,500	3,900	70,307	8,659	37,621	3,448	385,564			